

金融・資本市場における国際面を含む最近の主な取組み

水口 純

皆さま、こんにちは。御紹介にあずかりました水口でございます。私は、以前国際関係担当の参事官を務めていた二〇一三年一〇月にも、この場でお話をさせていただいたことがございます。私にとりまして、今日はそれに続く二回目の講演ということとなります。どうぞよろしくお願い致します。

テイ、取引の高速化への対応と金融商品取引業者等、国際面での取り組みなど、大きく八つの項目につきまして、現状や問題意識などについて御説明させていただきます。

一、金融行政の改革

(1) 金融庁のガバナンス

(金融行政運営の基本方針)

今日は、金融行政の改革、活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、コーポレートガバナンスの動向、イノベーションへの対応等、仮想通貨及びICO、金融分野におけるサイバーセキュリティ

金融庁は、二〇一七年一月に「平成二九事務年度金融行政方針」を公表しました。企画、監

督、監視などを含め、金融行政が何を目指し、いかなる方針で行政を行っていくかの方針を明確化するため、平成二七事務年度から公表を開始したものです。「金融行政方針」の進捗や実績は、年次で評価し、現状分析や問題提起と合わせ、「金融レポート」として公表しており、その内容は、翌事務年度の「金融行政方針」に反映されます。

このようにして、PDCAを回すことになるわけです。

金融行政の究極目標は、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大」です。金融庁では、こうした目標を単なる標語に終わらせず、職員一人一人が常にこれを意識して日頃の業務に携われるよう、金融庁・金融行政の改革を実施しています。具体的には、組織文化（カルチャー）の変革、ガバナンスの改革、組織の見直し、検査・監督のあり方の見直しの四つ

の分野について改革を進めているところです。

（金融行政を巡る主な出来事）

まず、金融行政を巡る主な出来事を振り返ってみたいと思います。

我が国では、今から約二〇年余り前の一九九〇年代に、不良債権問題が深刻化しました。そのようなか中、一九九八年六月に金融監督庁が発足し、二〇〇〇年七月には金融庁に改組されました。当時は、不良債権処理と金融危機対応が最優先の課題であり、ルールを明確化し、透明かつ公正に金融行政を行うことが至上命題とされました。不良債権問題に対応するため、主要行に対しては特別検査が実施されました。

その後、二〇一三年、一四年頃から、金融庁では、不良債権処理が一段落した段階で、どのように金融行政を進めていくべきかについて検討を開

始しました。その中で、それまでの「金融処分」から「金融育成庁」に変わらなければならぬという問題意識の下で、先ほど申し上げたような施策を打ち出してきているわけです。

(金融庁の組織)

金融庁は、金融制度の企画立案から、検査・監督・監視の実施機能を一貫して所掌しています。いわゆる金融行政に関する一元官庁 (integrated regulator) で、アメリカのように、銀行・証券等々の監督機能が細かく分断された行政機関とは異なっています。

(金融庁の改革)

以下では、金融庁の主な改革の内容を取り上げます。

一つ目は組織文化 (カルチャー) の変革です。

職員が真に「国民のため、国益のために働く組織」に変革しようとするものです。このため、人事評価に関し、職員が国益のためにチャレンジし、行動しているかを評価基準にするなどの見直しを行っていきます。また、年功序列に囚われない能力主義の任用を進めるとともに、職員の専門性の向上や外部専門人材の登用を図ることになっています。さらに、職員が金融庁で働くことで充実感を味わえるようにしていかなければならないと考えています。

二つ目はガバナンスの改革です。金融庁は国の行政機関であり、さまざまな権限を持っています。そうであるからこそ、外部からの意見や批判等にしつかりと耳を傾けなければなりません。その意味で、開かれたガバナンスが求められており、このため、政策評価有識者会議による政策評価の充実や各種有識者会議の活用等を図っていきます。

たいと考えています。また、中立的な弁護士などに金融行政モニターを委嘱し、寄せられたご意見を金融行政に反映できる仕組みを構築しております。

三つ目は組織の見直しです。金融行政が直面する課題に的確に対するため、金融行政の戦略立案機能と総合調整機能を強化することが求められています。さらに、市場行政を含めた企画能力とフィンテック対応の強化を図る必要があります。また、不良債権問題への対応が一段落したところで、検査（オンサイトモニタリング）と監督（オフサイトモニタリング）をシームレスに行うため、これらを一体化することが適当と考えております。

四つ目は検査・監督のあり方の見直しです。一言で申しますと、形式・過去・部分から実質・未来・全体へと広げた新しい検査・監督を実現しようとするもので、二〇一七年三月の「金融モニタリング有識者会議」の提言を踏まえたものです。少し敷衍して申し上げますと、形式から実質へとは、最低基準が形式的に守られているかではなく、実質的に良質な金融サービスが顧客に提供できているかを見ようとするものです。過去から未来へとは、過去の一時点の健全性の確認から、将来に向けて、ビジネスモデルも含めた健全性が確保されているかの確認に目を向けようとするものです。部分から全体へとは、特定の個別問題への対応にとどまらず、金融機関全体のリスクを見渡した上で、真に重要な問題は何かを特定し、対応しようとするものです。

この他、法令等に基づく申請に関して、金融庁のみならず財務局も含めて、許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化を一層進めること

としています。

(見直し後の組織のイメージ)

組織見直し後の金融庁の組織のイメージについて申し上げます。現在、金融庁の組織は、総務企画局、検査局、監督局の三局体制となっています。

組織の見直しに伴い、検査局の業態別チームを監督局に基本的に移し、オン・オフの一体化を図ります。他方、検査局のマクロ・専門分野別チームは、戦略立案・総合調整機能を担う総合政策局に置きます。立入検査は、監督局の業態別の担当者と総合政策局の専門別チームが共同で行うこととなります。企画市場局においては、フィントックなどへの対応強化、市場機能強化を図ることとしています。

(2) 検査・監督のアプローチ

(検査・監督の見直しの背景)

金融庁では、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を策定し、二〇一七年一二月に公表しました。

まず、金融検査・監督の見直しが行われた背景について申し上げます。

金融庁が発足してから数年間は、金融機関の不良債権問題や法令遵守への対応が最優先課題でした。その時に効果を発揮したのは、「金融検査マニュアル」を用いた、チェックリスト方式による厳格な資産査定や法令遵守違反の検査でした。ところが、不良債権問題等が一段落した現時点では、このようなやり方ではかえって副作用が大きくなってきました。

具体的には、金融機関においては、商品やサービスの内容を法令で定められたとおりに説明した

との証拠を残すことには熱心ですが、本当に利用者にとってよい商品やサービスを提供することが後回しになっているのではないか、また、貸し付けに当たって、利用者の事業収入から十分返済できるのに、担保・保証がなければ融資しなくなっており、結果的に、事業の中身や将来性の評価が十分に行われなくなっているのではないか、といった問題意識です。

当局の側においても、過去の違反行為を個別に指摘する一方、法令違反に至った根本原因は何なのかを十分に議論・分析しないままですませてきた傾向があります。本来は、根本原因まで深掘りしないと、問題を未然に防止するようなことはできず、本当の意味での改善につながらないはずで、画一的な基準に基づく検査では、フォワードルッキングに問題を把握し、対処することは難しいと考えられます。

（金融行政の基本的な考え方）

金融行政の究極的な目標は、企業・経済の持続的な成長を支え、国民の安定的な資産形成に寄与することを通じて、国民の厚生を最大化に貢献することにあります。このため、金融システムの安定と金融仲介機能の発揮、利用者保護と利用者利便、市場の公正・透明と市場の活力などの基本的な目標の達成を目指すこととなります。こうした基本的な目標の中には、互いに相反する可能性のあるものが含まれておりますが、これらの目標のバランスの取れた実現を図っていくことが重要です。

例えば、銀行に多くの資本を積み、保守的な貸し出しに努めれば、金融システムの安定を図ることが可能になりますが、他方では、金融仲介機能の積極的な発揮は難しくなるかもしれません。これらの機能はいずれも重要ですから、両者のバラ

ンスを取り、しっかりと両立させることが必要になります。同様に、利用者保護は重要ですが、他方、度が過ぎますと、利用者利便を損なう可能性があります。また、市場の公正・透明も行き過ぎますと、市場の活力をそいでしまう可能性があります。

これら各目標をバランスを取って実現していくことが重要であるというのが、基本的な考え方です。

(新しい検査・監督の進め方)

次に、新しい検査・監督の進め方について基本的な考え方を申し上げます。

一つ目は、金融機関が利用者に向き合い、自ずと高い水準を目指して自律的に努力を行うよう促していくことです。金融機関は数多くあります。その中から、利用者が金融機関を比較・選

択できるようにするためには、どの金融機関がどのようなサービスを提供してくれるのか、各金融機関の取り組みの「見える化」を図ることが重要になってきます。当局としては、金融機関が創意工夫をしやすいようになるよう、また、前向きに取り組めるよう、当局からの情報提供も含めて、金融機関といろいろな対話を行っていきたいと考えています。

二つ目は、将来を常に意識して議論するということです。足元の健全性や法令遵守は重要ですが、経営が将来にわたって持続可能でなければ意味がありません。また、アンテナを高くして、重大な問題発生を事前に防止するという観点も重要です。当局としては、経済環境の変化等も踏まえ、金融機関のビジネスモデルの持続可能性を含め、将来を常に意識して議論していきたいと考えています。

三つ目は、今申し上げたようなことを一律のチェックリストで実現することは困難であることを踏まえ、今後は、基本となる考え方を示し、金融機関の規模や特性等に応じた対応を行っていくことです。

(具体的な取組み)

具体的な取組みに関し、金融庁では、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を公表し、現在、意見を求めているところです。

金融庁としては、金融機関の現状の実務を否定するような意図は持っておりません。むしろ、今後、よりよい実務を実現するため、対話を行っていくための材料にしたいと考えており、この点について丁寧の説明していきたいと考えています。

先に公表した「考え方と進め方」には総論的な

考え方しか示されていません。今後、主要なテーマ・分野ごとのより具体的な考え方と進め方を公表して、金融機関と対話を行っていきたいと考えています。例えば、金融システムの安定性に関する考え方、コンプライアンスリスク管理に関する考え方、ITガバナンスに関する考え方などです。

特に資産分類・償却・引当については、関係者や有識者から成る勉強会を開催し、二〇一八年夏を目途に考え方を示していきたいと考えています。「金融検査マニュアル」は、経過期間を設けて、二〇一八年度終了後を目途に廃止する方針です。

なお、こうした取組みを進めるに当たって、金融庁側の思い込みなどで、悪しき裁量行政に陥ってはなりませんので、組織のガバナンスを強化した上で、金融機関との対話の枠組みや、外部

からの提言・批判が反映される仕組みを整えていく必要があります。さらに金融庁の組織改革や、財務局を含めた専門人材の育成・確保にもしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

二、活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現

（金融上の課題の包括的検討）

国全体として、資金供給者と資金需要者のニーズの間で、どのように最適なマッチングを実現するか、どうすればよりよい均衡が実現できるかが根本的な課題になります。

金融と経済の循環に目を向けますと、アセットオーナー・家計が銀行に貯蓄し、銀行はその資金を基に融資を行ったり、日銀預け金や国債の購入に振り向けたりします。あるいは、アセットオー

ナー・家計がアセットマネジャーに預けた資金が、資本市場を通じて企業に投資されます。

金融と経済の好循環を実現するため、それぞれの主体は、従来にも増して努力を払う必要があります。具体的には、アセットオーナー、アセットマネジャーは、資産運用の高度化に向けた取り組みが求められます。企業はコーポレートガバナンスの改善を求められますし、アセットマネジャーは、スチュワードシップ・コードに沿って、企業との対話を進める必要があります。銀行は、企業への貸し出しに当たって、事業性評価を実施するとともに、顧客との共通価値の創造を図っていく必要があります。家計においても、長期・積立・分散投資を図っていくことが期待されています。

（活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現）

これまでの我が国の家計金融資産の伸びは、ア

アメリカに比べ低水準にとどまっています。一九九五年から二〇一六年までの二〇年間で振り返りますと、アメリカが三・三二倍であったのに対し、日本は一・五四倍にとどまりました。

日本とアメリカでは、家計金融資産の構成に大きな差があります。しかし、アメリカでも、以前は、家計金融資産に占める株式・投資信託の保有割合は、現在の我が国と同程度の約一五%にとどまっていました。その後、アメリカでは、四〇一(k)やIRAが普及したことで、株式・投資信託の保有割合が高まり、現在では約三〇%を占めるまでになっています。

今後、我が国においても、家計の安定的な資産形成に向け、長期・積立・分散投資の普及・定着を促していく必要があると考えています。

ここで、我が国における投資信託の販売実態を見ますと、次のようなことが指摘できます。第一

に、米国と比べ、リスクに見合うリターンを上げていない投資信託がたくさんあります。第二に、多くのアクティブ運用では、十分なパフォーマンスが上がっていません。第三に、テーマ型投資信託が多く、売買のタイミングを適切に見極めることが困難です。第四に回転売買が多いのが実情です。第五に、販売手数料や信託報酬が高い投資信託が多くなっています。なお、この点に関して、金融庁からの働きかけや金融機関の自律的な対応により、最近では改善に向けた真剣な取り組みが見られるようになっていきます。また、つみたてNISAの対象商品において、手数料が低く、長期の資産形成に資するような投資信託が増えていきます。第六に、我が国では、販売会社と系列の運用会社の結びつきが概して強い状況にあります。

(家計の安定的な資産形成の推進と顧客本位の業務運営)

金融庁は、二〇一七年三月、「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表しました。金融機関に顧客本意の業務運営に関する方針の策定・公表を促すことにより、原則の定着に向けた金融機関の取り組みの「見える化」を促進していきたいと考えています。その一環として、金融機関の間で比較可能な評価指標(KPI)を自主的に公表するよう促しているところです。

金融庁では、こうした原則を踏まえた金融機関の取り組みについて、平成二九事務年度からモニタリングを開始しました。今後、全体の傾向や取り組み事例等を取りまとめ公表できればと考えています。また、各金融機関の取り組み方針が、多数の営業担当者を擁して需要を掘り起こす「プッシュ型」と言われる営業体制の下で実現可

能かどうかについても分析・検証できればと考えています。

二〇一八年一月からつみたてNISAが始まることを契機として、家計の長期・積立・分散投資の推進を図っていきたくと考えています。具体的には、金融庁自身において、職場つみたてNISAを導入するとともに、実践的な投資教育を推進することとしています。さらに、個人ブローガー等との意見交換やネットメディアへの情報発信など、新たなチャンネルも活用して、情報発信に努めていきます。

退職世代等に対する金融サービスのあり方についても検討を進めます。「金融老年学」が目ざれています。六〇歳で定年退職し、その後、二、三〇年の間、どのように金融資産の運用・取り崩しを行っていくのか、その中で金融業がどのような貢献ができるのか、この辺りについて、関

係者の御意見を伺いながら検討していきたいと考えています。

〔顧客本位の業務運営に関する原則〕策定の背景

家計の安定的な資産形成と、経済の持続的な成長に資する、よりよい資金の流れを実現していくためには、販売、助言、商品開発、資産管理、運用など、インベストメント・チェーンに含まれる全ての金融事業者が、顧客本位の業務運営に取り組んでいくことが課題になります。

二〇一六年一二月に公表された、金融審議会「市場ワーキング・グループ」の報告では、「顧客本位の業務運営に関する原則」が策定された背景に言及されています。端的に申し上げますと、ミナム・スタンダードではなくプリンシプルを示すことにより、金融事業者が主体的に創意工夫を

発揮しながら、ベスト・プラクティスを目指して互いに競い合い、その結果として、顧客のためによりよいサービスが生み出されることになるという考え方が背景にあります。

〔顧客本位の業務運営に関する原則〕の概要

二〇一七年一月、金融庁は、「顧客本位の業務運営に関する原則（案）」を取りまとめ、パブリックコメントに付しました。その後、二〇一七年三月に、パブリックコメントの結果も踏まえ、「顧客本意の業務運営に関する原則」及び「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取り組み」を公表しました。

「顧客本位の業務運営に関する原則」には、七つの原則が掲げられています。具体的には、顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等、顧客の最善の利益の追求、利益相反の適切な管理、

手数料等の明確化、重要な情報の分かりやすい提供、顧客にふさわしいサービスの提供、従業員に対する適切な動機付けの枠組み等の七つです。

〔「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組み〕

「原則」と合わせて策定された、「原則の定着に向けた取組み」には四つの柱が掲げられています。

一つ目が「見える化」です。異なった金融事業者の間で横比較ができないと、利用者が、どの金融事業者の、どのようなサービスを選んだらいいのかよくわからないことになってしまいます。このため、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるよう、各金融事業者に対して、何らかのKPIを、取り組み方針やその実施状況の中に盛り込んで公表するよう働きかけています。

二〇一七年六月末から四半期ごとに、取り組み方針を策定した金融事業者の名称とそれぞれの取り組み方針のURLを集約し、金融庁のホームページにおいて公表しています。

二つ目が当局によるモニタリングです。金融庁では、金融事業者においてどのような業務運営がなされているかの実態を把握し、ベスト・プラクティスを収集します。そして、収集されたベスト・プラクティスや各金融事業者が内部管理上利用している評価指標などを基に、金融事業者との対話を実施します。また、金融事業者の「取組方針」と取り組みの実態が乖離していないかどうかモニタリングを実施し、そこで把握した事例等についてさまざまな形で公表することを検討しています。

三つ目が顧客の主體的な行動の促進です。このため、実践的な投資教育・情報提供を促進すると

ともに、つみたてNISA対象商品の商品性の基準を公表するなど、長期・積立・分散投資を促すためのインセンティブを提供します。

四つ目が顧客の主體的な行動を補う仕組みです。このため、第三者的な主体により、金融事業者の業務運営を評価するための何らかの仕組みができないか検討しているところです。

（金融事業者による原則の採択等の状況）

「原則」を採択した金融事業者の数は、都市銀行、地方銀行、信用金庫・信用組合等を含めて、二〇一七年九月末時点で七三六となっています。また、KPIについても、一定数の事業者が公表しています。その内容はさまざまですが、例えば、投資信託の販売額上位一〇銘柄、投資信託販売に占める毎月分配型の販売額とそれ以外の比較、投資信託残高に対する分配金の割合、投資信

託販売額に占める自社グループ商品の比率などが挙げられています。なお、この点は、金融事業者によってビジネスモデルも異なりますので、one-size-fits-allということにはなりません。当該金融事業者が目指す販売等の方針や方向性が端的に示されていると見られる例も出てきているように思います。

三、コーポレートガバナンスの動向

（国民の安定的な資産形成に資する金融・資本市場の整備）

二〇一四年二月にスチュワードシップ・コードが策定され、二〇一五年六月にはコーポレートガバナンス・コードが策定されました。これらによって、我が国でもガバナンス改革が進展してき

ておりますが、まだやることがあるというのが実情です。「平成二九事務年度金融行政方針」でも、資本コストを意識した果断な経営判断が行われず、現預金が内部留保とともに増加している企業も多い旨を指摘するとともに、機関投資家と企業の対話の際のガイダンスの策定、アセットオーナーの専門性の向上に向けた方策の検討等に言及しているところです。

(金融機関におけるガバナンス)

金融機関においては、取締役会による監督の他、いわゆる三様監査(監査役会・監査委員会監査、内部監査、外部監査)による自律的なガバナンスが行われています。これをどのように高度化し、向上させていくかが課題になります。なお、金融機関の場合は、これに加えて、金融庁による検査・監督が行われています。これについては、

先ほども申し上げましたように、金融庁に「金融モニタリング有識者会議」が設置され、検査・監督の改革について議論が行われたところです。

(ガバナンスを巡る主な状況)

企業のガバナンスを巡っては、これまでもいろいろな取り組みがなされてきました。

二〇一五年には、コーポレートガバナンス・コードが策定されるとともに、改正会社法が施行され、監査役・監査役会の役割が強化されました。また、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」が設置され、両コードの普及・定着状況のフォローアップに加え、上場企業全体のコーポレートガバナンスのさらなる充実に向けた議論がなされています。

二〇一七年には、経済産業省が「CGS研究

会」報告書を公表するとともに、金融庁が「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を公表しました。また、閣議において「未来投資戦略二〇一七」が決定されました。「未来投資戦略二〇一七」では、アベノミクスのトップアジェンダであるコーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、実効性あるスチュワードシップ活動や、上場企業による投資家との建設的な対話に資する情報提供・より実効的な対話等の実施などの論点が挙げられています。

（スチュワードシップ・コード／コーポレートガバナンス・コードの概要）

スチュワードシップ・コードは、機関投資家（株主）が、企業との建設的な対話を通じて、企業の持続的な成長を促すことによって、スチュ

ワードシップ責任を果たすよう、機関投資家の行動原則を定めたものです。

コーポレートガバナンス・コードは、企業が、中長期的な企業価値の向上と投資リターン拡大を実現することによって、株主やステークホルダーに対する責任を果たすよう、企業の行動原則を定めたものです。

両コードは、車の両輪として、コーポレートガバナンス改革を実現しようとするものです。

（コーポレートガバナンス改革の進捗状況）

コーポレートガバナンス改革は、安倍内閣発足以来、着実に進んできています。具体的に申し上げますと、二〇一七年には、上場企業の約九割が、コーポレートガバナンス・コードの七三の原則の九割以上を実施しています。また、同今年ですが、二名以上の独立社外取締役を選任する上場会

社（市場第一部）は、八八・〇％に上っています。さらに、三メガバンクグループ等は、三年半〜五年程度をかけて、政策保有株式を約三割縮減する目標を公表しています。

（スチュワードシップ・コードの改訂）

二〇一七年五月には、「フォローアップ会議」の意見書を受け、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、スチュワードシップ・コードを改訂しました。改訂後のコードには、運用機関におけるガバナンス・利益相反管理体制の強化、年金基金等のアセットオーナーによる実効的なスチュワードシップ活動、アセットオーナーが運用機関に求める事項・原則の明示、議決権行使結果の公表の充実などが盛り込まれています。

コードの改訂が行われた後、国内大手運用機関

において、議決権行使の監督等を行うための第三者委員会の設置が広がっています。また、一部大手運用機関は、二〇一七年の株主総会シーズン前から、個別の議決権行使結果の公表を開始しており、他の運用機関の多くにおいても、株主総会終了後、個別の議決権行使結果の公表を実施しています。さらに、アセットオーナーであるGPIF（年金資産管理運用独立行政法人）は、二〇一七年六月、委託先の運用機関に向けた「スチュワードシップ活動原則」と「議決権行使原則」を制定しています。

（「フォローアップ会議」における議論）

「フォローアップ会議」では、二〇一七年一月から、コーポレートガバナンス改革の進捗状況についての検証を行っています。今後さらに議論を深め、機関投資家と企業との対話の際のガイド

ンスを策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行うこととしています。

四、イノベーションへの対応等

（情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方に関する検討）

二〇一七年一月、金融審議会に、岩原紳作早稲田大学大学院教授を座長とする「金融制度スタディ・グループ」が設置され、今後の情報技術の進展等を踏まえた金融制度のあり方について議論が開始されました。

金融システムを取り巻く環境の変化として、ITの進展等により、金融サービスを個別の機能に分解して提供するアンバンドリングと、複数のサービスを組み合わせるバンドリング

の動きが拡大してきています。そうした中、多くの金融機関はビジネスモデルの再構築を図っておりますが、その際、制度面の障害があれば、除去していく必要があります。

現行法制の下では、銀行法、金融商品取引法、保険業法など、業態ごとに法令（業法）が存在し、機能・リスクが類似したサービスでも、誰がそのサービスを提供するかによってルールが微妙に異なる場合があります。その結果、業態をまたいだビジネスの障害となりかねず、同じ機能を提供しようとする時も、規制の緩い業態に移動することで規制を回避するような動きが生じかねません。また、金融に関する統一的な基本的概念・ルールが存在しないため、「金銭」等の基本的概念に変化が生じた場合などに、各業法を個別に改正して対応しなければならなくなるという問題もあります。

こうしたことを踏まえ、検討の大きな方向性として、同一の機能・リスクには同一のルールを適用すべきではないかと考えられます。例えば、金融の機能を、「決済」「資金供与」「資産運用」「リスク移転」などに分類し、それに応じたルールの適用を検討してはどうかということです。また、金融に関する基本的概念・ルールを横断的に定義するようなことも検討する必要があるのではないかと考えています。

(金融サービスのアンバンドリング・リバンドリング)

ITが進展していない時代には、顧客情報も限られており、富裕層や大企業向けは別として、基本的に、供給側の論理によるマス定型商品が提供されてきました。言わばBusiness to Customerのビジネスモデルであったわけです。

ITが進展して、AIによりビッグデータが処理でき、顧客のライフログが自動的に蓄積されるようになると、深度ある顧客情報が蓄積されるようになります。その結果、一部の人向けであったテーラーメイドのマス化が可能になり、顧客情報に根ざす共有価値の創造が求められるようになります。言わばCustomer to Businessのビジネスモデルが将来の方向になるのではないかと考えられます。

これまで、金融機関はフルラインで豊富な品ぞろえをしていましたが、店舗網やシステムなど、かつての力の源泉が、環境変化の中でレガシーアセット化してきています。これに伴い、金融機関以外の主体が、これまで金融機関が担ってきた業務を分化させつつ、個別の機能を安く提供するようなアンバンドリング化が進展することが考えられます。

なお、海外では、顧客ニーズに応じて複数の金融・非金融サービスを組み合わせ提供する、いわゆるリバンドリングの動きが拡大しています。

例えば、電子商取引業者がオンライン融資をしたり、SNS提供会社が電子マネーやモバイル送金のサービスを提供したりするなどのビジネスモデルが出てきています。

（金融ネットワーク構造の変革）

フィンテックの進展により、金融システムのネットワーク構造は大きく変化していく可能性があります。現在では、顧客が金融機関を介したサービスにアクセスする「金融機関ハブ型」ですが、今後は、顧客とのインターフェースを司る企業が間に入り、金融機関のみならず非金融機関も加わった「インターフェース企業中心型」のビジネスモデルがより合理的になる可能性があります。

また、ブロックチェーン技術による分散処理等が進めば、市場仲介者を介さず、顧客が直接取引所に参加するような「取引所型」のビジネスモデル、あるいはルール設定等を担う仲介役の下で顧客が直接取引を行うような「分散型」のビジネスモデルに変化していくようなことも考えられます。

五、仮想通貨及びICO

（仮想通貨に係る状況）

次に、仮想通貨とICOを取り上げます。

私は、金融庁監督局において、仮想通貨交換業者のモニタリング業務を担当しておりますので、仮想通貨については日々関心を持って見ております。今、世界には、一〇〇〇以上の仮想通貨があると言われております。その内、ある民間サイトの

二〇一七年一二月一八日時点の情報によりますと、時価総額で上位五位に入るのが、ビットコイン、イーサリアム、ビットコインキャッシュ、リップル、ライトコインです。二〇一七年一二月一八日の時点で、ビットコインが五四・五%、イーサリアムが一・九%、ビットコインキャッシュが五・四%などとなっております。上位の五つだけで七九・五%を占めています。したがって、その他の仮想通貨は、種類は多いのですが、規模は非常に小さいものとまっています。

(過去一年間のビットコイン価格推移)

ビットコインの価格は、二〇一七年一二月頃から急激に伸びており、今や一ビットコイン＝二〇〇万円を超えるような状況です。二〇一七年の年初と比較しますと、二〇倍以上となっています。ビットコインに関する正式な統計はありません

が、ある民間サイトの情報によりますと、世界のビットコイン取引の半分弱は日本円で行われていると言われています。

ビットコインの価格は需給によって変化します。二〇一七年八月にビットコインからビットコインキャッシュが分岐しました。その直前に、いったんビットコインの価格が下がりましたが、分岐後、再び価格が上昇しました。投機的な目的で買われているのではないかとされています。最近では、シカゴオプション取引所(CBOE)やシカゴマーカントایل取引所(CME)がビットコイン先物を上場したことで、価格が急に上がったとも言われています。

なお、金融庁は、仮想通貨それ自体を監督・規制しているわけではありません。しかしながら、仮想通貨交換業者の有効なモニタリングのために、金融庁では、仮想通貨市場がどのように動い

ているかを日々注視するとともに、その背景にある要因等についても関心を持つているところです。

（仮想通貨に係る国際的な議論）

二〇一五年六月のG7エルマウ・サミットの首脳宣言において、仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとるとされました。

また、二〇一五年六月の金融活動作業部会（FATF）のガイダンスにおいて、仮想通貨と法定通貨を交換する業者に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届け出記録保存の義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきであるとされました。

さらに、日本では、二〇一四年に、ビットコイ

ンの交換業務を行っていたマウントゴックス（MTGOX）が破産するという事件が発生しました。

（仮想通貨交換業に係る法制度の整備）

これらを受け、資金決済法が改正され、仮想通貨交換業者の登録制度が導入され、二〇一七年四月から施行されました。免許制でなく、登録制という形が導入された一つの理由は、利用者保護とイノベーションの促進という両者のバランスに留意する必要があると考えられたためです。

改正法では、仮想通貨交換業者に、マネロン・テロ資金供与対策を採るよう求めるとともに、利用者の信賴を確保するためのその他の様々な手当てがなされています。

利用者の信賴の確保に関しては、仮想通貨交換業者に、法定通貨との誤認防止に関する説明、価

格変動に関する情報提供など、利用者に対する情報提供を求めています。合わせて、システムの安全管理体制の構築、最低資本金・純資産に係るルール、顧客の資産と交換業者の資産の分別管理、分別管理及び財務諸表についての外部監査などを義務づけています。

(登録審査のポイント等)

仮想通貨交換業者から登録申請が出されますと、四つの観点から実質面を重視した審査を行うこととしています。一点目はシステム管理態勢です。サイバーセキュリティ、BCP、不正送金対策などが含まれます。二点目はマネロン・テロ資金供与対策です。本人確認・取引時確認などが含まれます。三点目は分別管理態勢です。顧客の預り仮想通貨の管理などが含まれます。四つ目は利用者保護に向けた取り組みです。詐欺的コインの

排除、顧客への適切なリスク説明などが含まれます。

業者によっては、審査の際、必要に応じて現場でのヒアリングも実施することになっています。二〇一七年一二月一日時点で、登録は一五社となっています。現在審査中の法律上のいわゆる「みなし業者」も存在します。また、廃業に向けた手続きを進めている業者もあります。

(仮想通貨交換業に関するモニタリング)

金融庁は、まず二〇一七年九月に、仮想通貨交換業者登録一覧を公表する際、利用者向けに幾つかの注意喚起を行いました。

一つ目は、この一覧に記載された仮想通貨交換業者が取り扱う仮想通貨は、基本的に、当該仮想通貨交換業者の説明に基づき、資金決済法上の定義に該当することを確認したものにすぎないとい

うことです。

二つ目は、金融庁・財務局が、これらの仮想通貨の価値を保証したり、推奨したりするものではないということです。

三つ目として、仮想通貨の取引を行う際の注意点を挙げています。具体的には、仮想通貨は国がその価値を保証している「法定通貨」ではないこと、仮想通貨は価格が変動することがあること、仮想通貨交換業者を利用する際は、登録を受けた事業者か否かを確認すべきことなどです。

仮想通貨に関し、金融庁金融サービス利用者相談室や国民生活センターに寄せられる相談件数は増加しています。詐欺的と思われる通貨など、問題があると考えられる事例に関しては、消費者庁、警察庁などの関係省庁と連携しながら対応していきます。

(ICO)

最近、報道等において、ICO (Initial Coin Offering) という言葉を目にする機会が多くなりました。一般的には、いずれかの企業が、資金調達のために、トークンという電子的な証券を発行することで、インターネット上で法定通貨やビットコイン等の仮想通貨を調達することの総称です。資金調達を行う企業は、調達した資金をどのような目的で何に使うのか、ホワイトペーパーと呼ばれる事業計画書を公表するのが通例で、それに基づいて、投資者は資金を払い込んでトークンを購入することになります。発行されたトークンは、一般に、利用者間で売買することができます。

(ICOに関する注意喚起)

二〇一七年一〇月、金融庁は、ICOに関する

注意喚起を利用者及び事業者向けに行いました。

ICOのトークンは、仮に取引所に上場されて取引が行われるとしても、需給で価格が動きまわりますので、価格が急落したり、突然無価値になったりする可能性があります。また、ホワイトペーパーに掲げられたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが提供されなかったりするリスクもあります。ホワイトペーパーの内容にどこまで信頼性があるのか、なかなかわからないのが実情であると思います。ある民間サイトによりますと、ホワイトペーパーに掲げられたプロジェクトの半分以上は実施されていないとも言われています。外国では、ICOに便乗した詐欺の事例も報告されているようです。

トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることやプロジェクトの内容などをしっかりと理解した上で、自己責任で取引を行う必

要があります。

また、ICOを行う事業者に対しても、場合によっては、資金決済法と金融商品取引法に抵触する可能性がある旨を注意喚起しています。つまり、ICOにおいて発行される一定のトークンは、資金決済法上の仮想通貨に該当し、その交換等を業として行う事業者は登録が必要になります。また、ICOが投資としての性格を持つ場合、仮想通貨による購入であっても、実質的に法定通貨での購入と同視されるスキームについては、金融商品取引法の規制対象になると考えられます。

(ICOに関する各国当局の取り組み)

ICOは、インターネットを使って全世界で募集できますので、各国の証券当局も、強い問題意識を持って注意喚起を行っています。注意喚起文

書等を公表した証券当局は、二〇一七年十二月十五日現在で約二〇ヶ国に上ります。ＩＣＯへの対応に関しては、海外当局間の緊密な連携が必要と考えています。

六、金融分野におけるサイバーセキュリティ

（これまでの金融分野における取り組み）

最近、金融分野のサイバーセキュリティに関しても、金融庁は、様々な取り組みを行ってまいります。

サイバーセキュリティ基本法の施行に引き続き、金融庁では、二〇一五年四月に「監督指針・検査マニュアル」の改正を行うとともに、同年七月には「サイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」を公表しました。これを受け、二年ほど前

から段階的に、金融機関との建設的な対話と一斉把握を開始しています。また、金融業界全体のインシデント対応能力の向上を図るため、二〇一六年一〇月に、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall）を開始し、二〇一七年一〇月には、第二回目の演習（Delta Wall 2）を実施したところです。

（金融機関との建設的な対話と一斉把握）

金融庁では、サイバーセキュリティに関する経営陣の取り組み、リスク管理の枠組み、サイバーセキュリティリスクへの対応態勢、BCPの整備と実効性確保などについて、地銀・第二地銀、証券会社、大手以外の生損保、取引所など、合計一九〇社と対話してきています。

その中で、経営陣が陣頭指揮を執り、取り組みを推進している先では、組織体制整備や技術的対

策において急速な進展が見られる一方、経営陣の関与が希薄な先は、さまざまな課題があるという傾向が見られました。

この点をブレークダウンして申し上げますと、経営陣の取り組みが進んでいる金融機関では、リスク管理の枠組み、サイバー対応態勢、コンチプラン・訓練など、他の分野でも取り組みが進んでいる傾向があります。ただ、こうした金融機関でも、監査の分野では、人員配置などに遅れが見られる状況です。それに対して、経営陣の取り組みが遅れている金融機関では、リスク管理の枠組み、サイバー対応態勢、コンチプラン・訓練など、いずれの分野でも一般的に取り組みが遅れています。IT部門は頑張っている、経営陣は現場に任せきりで、会社全体として態勢が整っていないという傾向が見られます。

(金融機関同士の情報共有の枠組みの実効性向上)

サイバーセキュリティに関し、金融機関自身による「自助」は当然必要ですが、同時に、金融I S A Cなどの情報共有機関を活用した「共助」も重要です。さらに、金融庁の支援による「公助」を合わせ、官民一体となってサイバーセキュリティ対策を今後さらに向上させていく必要があると考えています。

七、取引の高速化への対応と金融商品取引業者等

(金融商品取引法の一部を改正する法律の概要)

日本の証券市場において、高速取引(HFT)の影響力が増大しています。こうした状況に対応するため、二〇一七年五月に金融商品取引法の改正法が成立し公布されました。改正法において

は、HFTの実態が把握できるよう、HFTに対して登録制を導入するとともに、体制整備・リスク管理に係る措置、当局に対する情報提供等に係る措置などのルールを整備しました。当局に対する情報提供等の内容としては、取引戦略の届け出や取引記録の作成・保存などが含まれています。

（高速取引の影響力の増大）

二〇一六年の東京証券取引所の取引に占めるコロケーションエリアからの取引の割合は、注文件数ベースで約七割程度、約定件数ベースで約四割程度に達しています。日本の証券市場において、高速取引の影響力が大きくなってきていることがわかりますが、これに伴って、市場におけるボラティリティの急激な上昇、中長期的な投資家の取引ニーズが先回りされることによる取引コストの増大、中長期的な企業価値に基づく価格形成の阻

害、システムの脆弱性の増大などの懸念が指摘されています。

こうした課題に対応していくため、先ほど申し上げたような形で、HFTに対する登録制の導入、HFTの体制整備・リスク管理、当局への情報提供などの枠組みが整備されました。

（金融商品取引業者等）

「平成二九事務年度金融行政方針」において、金融商品取引業者等に関しては、次のような言及がなされています。

証券会社については、顧客本位の業務運営が進められる中で、市況等に左右されにくい安定的な収益・財務基盤を構築し、持続可能なビジネスモデルを実現するため、どのように取り組んでいるか、モニタリングすることとしています。

FX業者については、従来から為替リスク管理

の向上等を求めてきているところです。金融庁では、二〇一八年に、FX業者の決済リスク管理の強化について、有識者による検討会を立ち上げることとしています。

適格機関投資家等特例業務届出者、いわゆる六三業者については、二〇一六年六月末時点で約三四〇〇社あったものが、二〇一七年三月末では約二二〇〇社まで減少しています。問題のある業者に対し、必要に応じて監督上の対応を行うとともに、当局から連絡がとれない業者に対しては、一定期間の公表を経て、業務廃止命令を発出するなどの対応を行っていきます。

第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者については、顧客に対する広告・勧誘、ファンド運営の実態に関する情報分析・検証を進め、リスクベースでのモニタリングを引き続き行っていきます。

八、国際面での取り組み

(1) 国際的な議論の紹介

(国際的な金融規制に関する対応)

国際的な金融規制改革に関しては、金融庁は、基本的に、経済の持続的成長と金融システムの安定が両立しなければならぬと考えています。金融システムの安定を最優先するあまり、経済のサステイナブルな成長が損なわれるようなことがあってはなりません。新たな規制を際限なく策定し続けるような状況は終結させ、適切な規制をタイムリーに実施していくことが重要です。また、新たな金融規制を実施するに当たっては、規制の影響を評価し、意図せざる規制の影響がないかどうか見極める必要があります。これらの考え方は、金融安定理事会（FSB）を含め、国際的な

共通認識になってきています。

(G 20 における議論)

二〇〇八年九月のリーマンショックの後、一月に開催されたG 20首脳会合では、危機防止のための金融規制改革の推進が宣言されました。主な取り組みとして、強じんな金融機関の構築に向けたバーゼルⅢの推進、システム上重要な金融機関(G-SIFIs)への対応を通じた大き過ぎて潰せない問題の終結、シャドーバンキングによるリスクへの対処、デリバティブ市場の安全性の確保などが掲げられています。

その後、最近のG 20サミット的首脳宣言では、基本的に、合意された金融セクター改革の課題の適時、完全かつ整合的な実施にコミットするという内容が変わってきています。

もう少し立ち入って首脳宣言の変遷を見てみま

すと、二〇一五年一月のアンタルヤ・サミットでは、今後も改革を継続とされていましたが、二〇一六年九月の杭州・サミットでは、改革を最終化、銀行規制を重くしないなどの言及がなされました。また、二〇一七年七月のハンブルク・サミットでは、過去の合意の適時、完全かつ整合的な実施、金融規制改革の影響評価作業への支持などがうたわれました。その後、国際銀行監督委員会、バーゼルⅢの枠組みが最終化されています。

(金融行政の「内外一体」を目指して)

従来、金融庁においては、国際部門は、国際規制の導入による負担ができるだけ小さくなるように交渉する一方、国内部門は国内の課題に独自で対処するなど、それぞれが、狭い視野の中で自分の仕事を完結させようとする面がありました。

しかし、国際的な規制改革が解決しようとしている課題と、我が国が直面している課題には共通するものが多くあります。したがって、国際的な議論に対して、国内の議論の積み重ねに根ざした建設的な提言を行うとともに、国内の課題の解決にも国際的な議論の積み重ねを活用できるように、今後とも内外一体の対応に努めていきたいと考えています。

(IOSCOの活動)

現在、私は、今、金融庁を代表して証券監督者国際機構（IOSCO）の代表理事会に参加する他、地域委員会の一つであるアジア・太平洋地域委員会（APRC）の議長を務めております。また、IOSCO事務局には、金融庁から職員を一名派遣しています。

IOSCOでは、現在、ICOに関する協議

ネットワークを設け、月一回、各当局間で電話会合を実施し、各国・地域の状況や当局の取り組みなどについて情報交換を行っています。また、資産運用業に関する流動性管理についても議論を行っており、二〇一八年の早い時期に提言が最終化・公表されることになると思います。

IOSCO加盟国の間で、多国間情報交換枠組み（MMOU）が設けられ、現在、一一五ヶ国が加盟しています。我が国も、この枠組みの中で、積極的に法執行関係の情報交換を行っています。

さらに、二〇一七年三月、EMMOU（Enhanced MMOU）が策定されました。これは、インターネットの履歴や通話録音などを含め、新たな情報を交換できるようにする枠組みです。ただ、日本の場合、通信の秘密という憲法上の制約がありますので、これに抵触しない範囲で可能な協力ができるといえるよう議論を進めているところです。

(2) その他の国際面での取り組み

(同等性評価)

諸外国との間で、各国の金融規制・監督と実質的にどのように整合性を図っていくかは、引き続き重要な課題となっています。

EUとの間では、二〇一二、三年頃から、特に清算集中機関（CCP）を中心に同等性評価（相手国・地域の法律・監督上の枠組みが自国・地域のそれと同等とみなせるかの評価）が行われ、二〇一四年一〇月、同等との評価をEUから得ることができました。現在も第二次金融商品市場指令（MiFID 2）の関係で、幾つかの同等性評価の作業が進められているところです。

米国との間でも、商品先物取引委員会（CFTC）との協議の結果、二〇一三年八月、店頭デリバティブ規制に関連して、企業体レベル規制と取引レベル規制が概ね同等との評価を得ることがで

きました。

我が国と各国の金融規制・監督の整合性を実質的にどう図っていくかは、引き続き重要な課題です。この点、二〇一三年九月のG 20サントペテルブルグ・サミットのコミュニケにおいて、「本国の規制枠組みを十分尊重しつつ、効果の類似性に基づいて、相互の規制及び執行枠組みの質により正当化されるときは、相互の規制に委ねることを可能とすべきとの見解で一致する」とうたわれました。金融庁では、これを基本的な方針として、各国当局と交渉を行っているところです。

(監査監督機関国際フォーラム)

監査監督機関国際フォーラム（IFIA R）は、グローバルな監査品質の向上のため、二〇〇六年九月に設立され、現在、五二ヶ国・地域の監査監督当局が加盟しています。

我が国は、IFIAR事務局の日本誘致に取り組み、二〇一七年四月、恒久的な事務局の東京への開設を実現することができました。日本の国際的なプレゼンスの強化、東京の国際金融センターとしての地位向上の観点から、極めて重要な成果を挙げることができたと考えています。

「平成二九事務年度金融行政方針」では、事務局の運営支援、IFIARの議論への戦略的な関与・そこでの議論の国内への還元を行う旨がうたわれています。また、「未来投資戦略二〇一七」でも、同様の趣旨がうたわれています。

(国際金融連携センター)

最後に、グローバル金融連携センター（GLOPAC）を取り上げます。

二〇一四年四月、金融庁内にアジア金融連携センター（AFPAC）が設置されました。ここで

は、アジア諸国の金融規制当局との協力体制を強化するため、これらの当局者のトレーニングなどが行われてきました。

その後、金融機関のグローバルな展開が進む中、支援対象区域を、中東、アフリカ、中南米など、アジア以外の新興国にも拡大する必要性が認識されるようになりました。こうした観点から、二〇一六年四月、グローバル金融連携センター（GLOPAC）への改組が行われました。

二〇一七年二月現在、二五ヶ国の金融当局者九七名が研修プログラムを修了しています。さらに、研修プログラム卒業生とのネットワークを維持・強化するため、研修プログラムに卒業生を招へいし、現役研究生への講義や金融庁職員との意見交換の機会を提供しています。

この点に関しても、「平成二九事務年度金融行政方針」及び「未来投資戦略二〇一七」におい

て、新興国における知日派を着実に育成する旨がうたわれているところです。

駆け足になりましたが、私からの説明は以上でございます。(拍手)

増井理事長 大変幅広い内容についてお話しただきました。本来なら、三回か四回に分けてお話しただくような内容が含まれていたと思います。会場の皆様の中には、御疑問を残されたままの方もいらっしゃるかもしれません。若干お時間がございますので、御質問があればお出しただければと存じます。いかがでしょうか。

質問者 A そもそもなぜ仮想通貨が必要なのか、私にはよくわかりません。例えば、日本円であれば、日本の信用力がベースにあるからこそ、日本円に対する信認が生まれ需要が発生するわけです。そのような基礎を持たない仮想通貨がなぜ生

まれるのか、通貨の需要者側に仮想通貨を必要とする何らかの必然性があるのか、そのところが理解できないのです。偽造通貨が多く出回っているなど、自国通貨が信用できないような事情であれば、わからないわけでもないのですが。

もう一つ、派生的な質問として、仮想通貨の価値が変動するというのが不思議です。例えば、インフレやデフレなどを背景に、他国通貨との関係で、自国通貨の価値が変動するということであればよくわかります。しかし、そうした事情がないにもかかわらず、なぜ仮想通貨の価値が大きく変動するのでしょうか。

水口 ビットコインは、約十年前にサトシ・ナカモトという人が書いたホワイトペーパーが基になっています。その後、アメリカでも、日本でも、幾つかの会社が支払決済にビットコインなどの仮想通貨を使うようになったと聞いています。

さらに、海外への送金手段として仮想通貨が使われることもあるようです。伝統的な金融機関と比べ、仮想通貨の場合、送金コストが非常に安いために、プラクティカルな意味で広がってきているようです。

金融庁は、仮想通貨それ自体について規制しているわけではなく、資金決済法は、あくまでも仮想通貨の交換を業として行っている事業者を規制の対象としているものです。

二つ目のご質問に関連して、仮想通貨の価格が大きく変動しているのはたしかに事実です。決済のために使われるだけであれば、これほど大きな価格の変動は考えにくいようにも思います。したがって、多分に投機的な目的の売買が行われている可能性があります。

価格は需給によって変動します。ビットコインの取引の状況を見ておきますと、例えば中国で

ビットコインに対する規制が導入されますと、ビットコインの価格は大幅に下がったり、また、同様に、ビットコインが分岐するといった噂が流れますと、ビットコインの価格は一旦下がるのですが、しかし、実際に分岐した後では、ビットコインの価格は上がりました。したがって、ビットコインの価格変動については、様々な要因があり、正確には理解しにくいところがあると感じています。

金融庁は、仮想通貨それ自体を規制しているわけではないのですが、いずれにせよ、取引の状況をよく見ながら、仮想通貨交換業者のモニタリング、利用者の保護については、しっかりとやるべきことをやっていきたいと考えています。

質問者B 金融庁は、ビットコインを肯定的に捉えているのでしょうか。

水口 金融庁が、ビットコインなどの仮想通貨に

対して肯定的かと問われましたら、そこはニュー
トラルです。金融庁は、ビットコインというもの
があつて、それが一部において決済等に使われて
いることに着目し、仮想通貨交換業者に対して規
制を行っているものです。金融庁は、仮想通貨そ
のものより、仮想通貨を取り扱う業者に着目して
モニタリングを行っています。

質問者C 二〇一七年に、IOSCOは、ファン
ドの流動性リスク管理に関する提言を公表しまし
た。これに先立って、IOSCOは、二〇一三年
にもその素案を公表しており、その後の会議で、
これによって大きな影響を受けるアメリカのプ
ラックロックとIOSCOのデビッド・ライト事
務局長が大バトルをやっていた記憶があります。
その後、IOSCOも考え方を見直すようなこと
を聞いていたのですが、今回公表された提言は、
関係者のコンセンサスが得られるような内容のも

のになっているのでしょうか。

水口 IOSCOでは、グローバルな運用機関を
含む様々なステークホルダーの意見も聞いて、今
回の提言を作成しています。したがって、今
回の提言の内容は、グローバルな運用機関も含め
て、受容可能なものになっていると理解していま
す。

増井理事長 まだまだ質問されたいという方もい
らっしゃるかもしれませんが、既に時間を過ぎて
おりますので、今日はこの辺りで「資本市場を考
える会」を終わらせていただきたいと思います。

大変役に立つ、貴重な御講演をいただいた水口
審議官にどうぞ拍手をお願いいたします。(拍手)

(みずぐち じゅん・金融庁総務企画局審議官
・監督局・国際担当)

(本稿は、平成二九年十二月十九日に開催した講演会での講
演の要旨を整理したものであり、文責は当研究所にある。)

水口 純氏

略 歴

昭和62年 大蔵省入省
平成19年 財務省関税局関税課経済連携室長
平成21年 財務省国際局地域協力課国際調整室長
平成22年 財務省国際局調査課長
平成23年 金融庁総務企画局参事官（国際担当）
平成26年 証券取引等監視委員会事務局総務課長
平成28年～ 金融庁総務企画局審議官（監督局・国際担当）

【国際機関】

平成6～9年 アジア開発銀行職員（総裁補佐官）
平成15～19年 金融安定化フォーラム（現・金融安定理事会（FSB）
事務局職員
平成25～28年 LEI規制監視委員会（ROC）副議長
平成29年～ 証券監督者国際機構（IOSCO）
アジア太平洋地域委員会議長